



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1225	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	1
1226	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1227	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1228	"	(").....	2
1229	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
1230	大規模小売店舗の変更の届出	(").....	4
1231	換地計画の決定	(農業農村整備課).....	5
1232	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	5

告 示

和歌山県告示第1225号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年11月15日指定した。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話BUBKAタブー 12月号	05375-12	コアマガジン
月刊誌	エンタメ 12月号	02053-12	徳間書店
月刊誌	実話マッドマックス 12月号	15279-12	コアマガジン
月刊誌	劇画マッドマックス 12月号	03369-12	コアマガジン
月刊誌	漫画実話ナックルズ 12月号	18421-12	ミリオン出版
月刊誌	黄金のGT 12月号	12259-12	晋遊舎
月刊誌	裏モノJAPAN 12月号	01805-12	鉄人社
月刊誌	BLACKBOX 12月号	17843-12	三英出版
月刊誌	実話ドキュメント 12月号	05267-12	竹書房
雑誌	金のEX G.T.R. VOL.13	68464-17	大洋図書
雑誌	弾丸Dash vol.7	02060-12	晋遊舎
コミック	上級恋愛ミント 12月号	04593-12	近代映画社
コミック	恋愛天国パラダイス 12月号	09675-12	竹書房
コミック	シエルトレトレ 12月号	11578-12	角川書店

コミック ダリア 12月号

05839-12

フロンティアワークス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御医 29-42	井本内科	御坊市島232-8	平成 23. 7. 18

和歌山県告示第1227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御医 78-23	井本内科	御坊市島232-8	平成 23. 7. 19

和歌山県告示第1228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
海南訪 14-23	株式会社紀州ライフコー ディネートサービス	海南市日方84-1	紀州リハビリケア訪問 看護ステーション	海南市日方84-1	平成 23. 10. 7
田訪 16-23	株式会社P&Aプロモ ーション	田辺市上屋敷三丁目1 番29号	ナースステーションVo ice	田辺市上屋敷三丁目1 番29号	平成 23. 11. 4

和歌山県告示第1229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ふじと台ステーションビル「Estacion」東館
和歌山市中583-1（仮換地:4街区1-2画地及び2画地）
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
浅井建設株式会社 代表取締役 坂本時夫
和歌山市北島300番地の9
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年6月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,600㎡
- 6 駐車場の収容台数
59台
- 7 駐輪場の収容台数
100台
- 8 荷さばき施設の面積
90.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
27.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 14 届出年月日
平成23年10月31日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年11月25日から平成24年3月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1230号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称及び所在地（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW和歌山店

和歌山県和歌山市手平三丁目1番43号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コジマ 代表取締役社長 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）コジマNEW和歌山店

和歌山県和歌山市手平三丁目43-6他

（変更後）コジマNEW和歌山店

和歌山県和歌山市手平三丁目1番43号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ

代表取締役社長 小島章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

（変更後）株式会社コジマ

代表取締役社長 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ

代表取締役社長 小島章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

（変更後）株式会社コジマ

代表取締役社長 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

4 変更年月日

平成22年2月16日

5 変更した理由

店舗名称・所在地・店舗設置者・小売業を行う者の代表者変更のため。

6 届出年月日

平成23年11月2日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成23年11月25日から平成24年3月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1231号

橋本市営換地計画 (市脇地区) の認可申請については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

2 縦覧期間 平成23年11月28日から平成23年12月26日まで

3 縦覧場所 橋本市農林整備課

和歌山県告示第1232号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第778号	混合有機質肥料	スーパーグリーンEM	窒素全量2.5 りん酸全量6.5	公定規格のとおり	長瀧隆治 和歌山県日高郡みなべ町清川239番地	平成 26.10.16